二十六・二十七　（略）

二十八　血中ＴＡＲＣ濃度の迅速測定

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

汎発型の皮疹（皮膚科専門医（公益社団法人日本皮膚科学会が認定したものをいう。以下同じ。）が重症又は重症化の可能性があると判断したものであって、薬疹が疑われるものに限る。）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら皮膚科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。

②　皮膚科専門医であること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　皮膚科を標榜していること。

②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されており、そのうち一名は当該診療科について十年以上の経験を有する皮膚科専門医であること。

③　内科において常勤の医師が配置されていること。

④　臨床検査技師が配置されていること。

⑤　病床を百床以上有していること。

⑥　当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、本文の規定にかかわらず、二以上であること。

⑦　当直体制が整備されていること。

⑧　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑨　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑩　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

⑪　医療安全管理委員会が設置されていること。

第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

（削る）

（削る）

一～三　（略）

（削る）

四　（略）

（削る）

（削る）

四十二・四十三　（略）

（新設）

第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一　削除

二　削除

三～五　（略）

六　削除

七　（略）

八及び九　削除

十及び十一　削除